

一般社団法人 日本歯内療法学会 学会等参加記録登録システム運用規程細則

第1条

一般社団法人日本歯内療法学会 学会等参加記録登録システム運用規程（以下「規程」という。）に定める事項以外については、この細則（以下「本細則」という。）に基づき実施する。

第2条

一般社団法人日本歯内療法学会 専門医制度規程細則に記載された認定項目に該当する研修会やセミナーなど（以下「研修会など」という）の主催者は参加者データの正確性を期するとともに、不正防止、機密保護を図るため、取り扱いについて厳重な管理を行うこと。なお、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

会員は参加登録時の記載内容に責任を持つこと。

第3条

会員は研修会などの参加登録にあたり自分の会員番号を正しく登録すること。

第4条

会員の OHASYS 上の記録は当学会の会員である限り保存される。当学会を退会した場合には、記録は消去され復活はできない。会費未納などが原因で退会になった場合も同様とする。

第5条

参加確認の方法は主催者により決定する。

主催者において参加記録に関する責任者を定め当学会事務局へ報告する。

第6条

参加者一覧表は CSV 形式で作成し、受け渡しはメールに添付して行う。

第7条

主催者は研修会など開催後 5 年間参加者に関連するデータを保存する。

第8条

本規程細則に従ってシステム運用業務を行うことが出来ない場合、または本規程細則に定めない重要な事項が発生した場合には、理事会にて協議し決定する。

第9条

本規程細則の改廃は、デジタル化委員会にて協議し、理事会の議決を得る。

附則

- 1 本細則は、2023年1月1日から施行する